

平27福情答申第10号

平成28年2月8日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(総務企画局行政部法制課)

福岡市情報公開審査会
会 長 田 邊 宜 克
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例 (平成14年福岡市条例第3号) 第20条第2項の規定に基づき、平成26年12月26日付け総法第554-001号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

「平成25年11月18日付けで判決が言い渡された政務調査費の支出に係る住民訴訟に関する一切の書類」の一部公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「平成25年11月18日付けで判決が言い渡された政務調査費の支出に係る住民訴訟に関する一切の書類」（以下「本件対象文書」という。）について福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件決定」という。）は、非公開とした部分のうち、甲第1号証（平成19年11月18日付監査1第558号「住民監査請求（福岡市職員措置請求）について（通知）」）に記載の住民監査請求人の氏名に係る部分については、公開とすることが妥当である。

第2 異議申立ての趣旨及び経過

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、実施機関が異議申立人に対して行った平成26年11月25日付けの本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、平成26年11月6日に本件対象文書についての公開請求を行った。
- (2) 実施機関は、条例第11条第1項の規定により、平成26年11月25日に本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- (3) 平成26年12月1日、異議申立人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人及び実施機関の主張等の要旨

1 本件決定に係る非公開部分について

実施機関は、本件決定通知書の「公開しない部分の概要」の欄において本件決定における非公開部分を特定し、「上記の部分を開示しない理由」の欄において非公開とした理由を説明している（別紙参照）。

以下、本答申においては、「公開しない部分の概要」に記載された非公開部分について、別紙記載の「本答申内における総称名」のとおり呼称する。

2 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書において、次のように主張している。

- (1) 非公開部分①は、住民監査請求が認容されたときは公開されることになり、原告と福岡市との裁判の進捗状況によって、他の住民が住民訴訟を提起できるか否かが左右されるなど住民訴訟の特質からして公開されるべきである。また、住民監査請求が認められたときは氏名が公開されるのに住民訴訟で勝訴したときは、氏名が非公開となるのは矛盾した対応である。
- (2) 非公開部分②は、いずれも政党という公的性質の強い団体における補助員で、非公開とする根拠がないから公開すべきである。
- (3) 非公開部分③は、非公開とする根拠がなく、公開すべきである。
- (4) 非公開部分⑤は、議員等であり公開すべきである。
- (5) 非公開部分⑦は、公務員の情報であるから全て公開すべきである。
- (6) 非公開部分⑧は、政治活動であり公開すべきである。
- (7) 非公開部分⑨及び非公開部分⑩は、非公開とする必要がないので、公開すべきである。
- (8) 非公開部分⑪は、原告被告の関係や利害関係の対立する相手方にも本人を称する目的で弁護士らは印影を気にせず気軽に送付しているのが実態であり公開すべきである。
- (9) 非公開部分⑫は、領収書に押印されているもので印影管理状況からみて公開すべきである。
- (10) 非公開部分⑬は、政治団体であるから全て公開すべきである。
- (11) 非公開部分⑭は、政治関係者であるから全て公開すべきである。政治関係者は資産公開が基本である。
- (12) 非公開部分⑮は、公開すべきである。

3 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び同年10月28日の当審査会第2部会における口頭意

見陳述において、おおむね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、処分庁を被告とする平成25年11月18日付けで判決が言い渡された政務調査費の支出に係る住民訴訟（以下「本件訴訟」という。）に関して、処分庁が、本件訴訟における原告の請求に対する主張、立証を行うため、起案、収集し裁判所に提出した文書、並びに本件訴訟の補助参加人から提出された文書及び本件訴訟の原告から提出された文書だが、本件訴訟を提起した原告の個人情報等、条例第7条各号に規定される非公開情報に該当する情報を数多く含む文書である。

(3) 処分庁が本件一部公開決定処分を行うに至った理由

ア 非公開部分①について

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第1号に基づき非公開。

イ 非公開部分②について

補助員（会派雇用職員）は、市議会議員と異なり、公務員には該当しないため、その氏名、住所については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第1号に基づき非公開。

また、印影については、個人の氏名自体が非公開情報に該当する場合は、その印影も当然に条例第7条第1号にいう「個人情報」に該当するため非公開。

ウ 非公開部分③について

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第1号に基づき非公開。ただし、送付嘱託申立て及び文書提出命令申立て時において、現職の市議会議員としての地位を有していた者については、送付嘱託先及び文書所持者の住所として福岡市役所の住所が指定されているため、福岡市役所の住所地については公開とした。

エ 非公開部分④について

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第1号に基づき非公開。

オ 非公開部分⑤について

いずれも、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第1号に基づき非公開。

カ 非公開部分⑥について

住民監査請求の請求人氏名については、本市ホームページにおいて公開されており、本来であれば法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（条例第7条第1号ただし書ア）として公開すべきところ、上記監査請求における請求人らと本件訴訟における原告らは同一人物であり、本件公文書公開請求においては、原告の氏名を特定の個人を識別することができる情報であるとして非公開としているため、請求人氏名についても同様に条例第7条第1号に基づき非公開とするもの。

キ 非公開部分⑦について

(ア) 「〇〇議員、●●議員、△△議員の生年月日、学歴、詳細な職歴、組合歴、その他の経歴」について

各議員は、地方公務員法第3条第3項第1号の規定に基づく特別職の地方公務員であるが、その生年月日、学歴、詳細な職歴、組合歴、その他の経歴については、公務員の職務遂行に係る情報に該当しないため、条例第7条第1号に基づき非公開。

(イ) 「▲▲議員の生年月日、学歴、詳細な職歴」について

▲▲議員も特別職の地方公務員であるが、その生年月日、学歴、詳細な職歴については、公務員の職務遂行に係る情報に該当しないため、条例第7条第1号に基づき非公開。

ク 非公開部分⑧について

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第1号に基づき非公開。

ケ 非公開情報⑨について

他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報

であるため、条例第7条第1号に基づき非公開。

コ 非公開部分⑩について

何人も、裁判所書記官に対して、訴訟記録の閲覧を請求することができる（民事訴訟法第91条第1項）ことから、対象訴訟等の各事件番号によって特定される事件の訴訟記録を閲覧することで、何人も、容易に対象訴訟等の各訴訟記録に記載された対象訴訟原告らの各氏名や各住所等を知ることができ、特定の個人を識別することができるため（平成22年12月22日東京地裁判決）、条例第7条第1号に基づき非公開。

サ 非公開部分⑪について

公にすることとなれば、印影を偽造されることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある情報であるため、条例第7条第3号に基づき非公開。

シ 非公開部分⑫について

各印影は、個人でいう実印に相当する丸印であり、公にすることとなれば、印影を偽造されることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある情報であるため、条例第7条第3号に基づき非公開。

ス 非公開部分⑬について

公にすることにより、会派の財産の保護、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある情報であるため、条例第7条第3号に基づき非公開。

セ 非公開部分⑭について

公にすることにより、補助員（会派雇用職員）又は政務調査費の支払先である個人の財産の保護、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある情報であるため、条例第7条第3号に基づき非公開。

ソ 非公開部分⑮について

法人等に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の取引先の銀行名が明らかになるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため、条例第7条第2号に基づき非公開。

また、支払先である法人等の財産の保護、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある情報であるため、条例第7条第3号に基づき非公開。

第4 審査会の判断

上記の異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

- (1) 本件公開請求において、実施機関は、平成25年11月18日付けで判決が言い渡された政務調査費の支出に係る住民訴訟に関する一切の書類を本件対象文書として特定しており、当該特定は妥当である。
- (2) また、実施機関は、別紙のとおり、非公開部分①から非公開部分⑨までについては条例第7条第1号、非公開部分⑩から非公開部分⑭までについては同条第3号、非公開部分⑮については同条第2号及び第3号に規定する非公開情報に該当するとし、これらの部分を被覆したうえで公開していることが認められる。
- (3) 以下、当審査会において、実施機関が非公開と判断した各部分が条例第7条各号に規定する非公開情報に該当するか否かについての検討を行う。

2 条例第7条について

(1) 条例第7条第1号について

条例第7条第1号（以下「第1号」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが公にすると個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、同号ただし書のアからウまでに掲げる情報を除いて、非公開とするものと定めている。

このうち、第1号ただし書のアは、個人に関する情報であっても「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は例外的に公開することを規定しているが、この「法令等の規定により又は慣行として公にされている情報」とは、法令等の規定や慣行により、現に何人も容易に入手することができる状態に置かれている情報をいうものである。

次に、同号ただし書のイの規定は、個人のプライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきことを前提としつつ、非公開とすることにより保護される個人の権利利益よりもなお、人の生命、身体、健康、生活

若しくは財産又は環境の保護の必要性が上回るときには、当該情報を公開しなければならないとするものである。

また、同号ただし書のウの規定は、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、非公開とする個人情報から除外するものである。

(2) 条例第7条第2号について

次に、条例第7条第2号（以下「第2号」という。）は、「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」又は「イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を非公開とするものとして規定している。

ただし、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当する情報については、第2号本文に該当するものであっても、当該情報を公開しなければならない旨規定している。

(3) 条例第7条第3号について

条例第7条第3号（以下「第3号」という。）は、「公にすることにより、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護、犯罪の予防又は捜査その他の市民の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」を非公開情報として規定している。

そして、「人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護、犯罪の予防又は捜査その他の市民の安全と秩序の維持に支障を及ぼす」とは公にすることにより、特定の個人の行動予定や住居の間取り等が分り、これらの人が犯罪の被害を受けるおそれがある場合や、違法行為、不正行為などの通報者、告発者が特定され、これらの人が危害を加えられるおそれがある場合等をいい、「犯罪の予防に支障を及ぼす」とは公にすることにより、犯罪等を防止するための行為が、その目的を達成できなくなる場合や、犯罪を誘

発し、又は犯罪が容易となる場合等をいうと解されている。

3 条例第7条該当性について

- (1) 非公開部分①から非公開部分⑤まで、非公開部分⑦及び非公開部分⑧について

これらの情報は、第1号に規定する「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの」に当たることは疑いようもない。

しかしながら、異議申立人は、個人情報であつても第1号ただし書に該当するので公開すべきと主張していると解されるので（第3，2，(1)～(6)参照），以下、当該非公開部分が非公開情報の例外を定めた第1号ただし書に該当するかどうかを判断することとする。

ア 非公開部分①について

異議申立人は、住民監査請求が認容された場合は住民監査請求人の氏名が公表され、ひいては、原告の氏名も公表されることとなるので、原告の氏名は公開されるべき旨主張していると推察されるが、住民監査請求と住民訴訟とは別個の手続であり、住民監査請求人と原告が必ずしも一致するものではない。

また、異議申立人は、他の住民が住民訴訟を提起できるか否かが左右されるなど住民訴訟の特質からして公開されるべきであると主張しているところ、当該主張は、地方自治法第242条の2第4項で規定してある別訴（訴訟係属中の事件と同一の事件について別個独立の訴を起すこと）が禁止されていることにより、原告以外の「他の住民」が同一の事件について住民訴訟を提起できるか否かを確認するために原告の氏名は公開されるべきと主張していると推察される。しかしながら、本件請求時には本件訴訟は係属しておらず、当該主張には理由がなく、また、当該確認は、同一の事件が住民訴訟係属中であるかどうかを確認することができれば足り、原告の氏名を公開する理由は見出しがたい。

よって、原告の氏名については、法令等の規定又は慣行として公にされている情報ともいえないことから第1号ただし書のアに該当するとは言えず、また、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、

公にすることが必要であると認められる情報ともいえないことから第1号ただし書のイの規定にも該当しないため、非公開とした実施機関の判断は妥当である。

イ 非公開部分②、非公開部分⑤及び非公開部分⑧について

会派雇用職員である補助員、政務調査費の支払先（会社、販売店等）の担当者並びに特定議員の後援会会長及び議員の賃借物件の相手方である賃貸人については、第1号ただし書のウの公務員等に該当せず、また、第1号ただし書のア及びイの規定にも該当しないため、これらの者に係る情報を非公開とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 非公開部分③について

いずれの情報も第1号ただし書のウに規定する公務員等の職務の遂行に係る情報にも、また、第1号ただし書のア及びイの規定にも該当せず、非公開とした実施機関の判断は妥当である。

エ 非公開部分④について

本件訴訟における補助参加人であった元議員が死亡したことにより、補助参加人たる地位を承継した元議員の妻及び子の氏名、住所については、いずれの情報も第1号ただし書のウに規定する公務員等の職務の遂行に係る情報にも、また、第1号ただし書のア及びイの規定にも該当せず、非公開とした実施機関の判断は妥当である。

(2) 非公開部分⑥について

ア 当審査会で本件対象文書を見分したところ、住民監査請求人の氏名が記載された書類としては、原告が書証として提出した甲第1号証（平成19年11月18日付監査1第558号「住民監査請求（福岡市職員措置請求）について（通知）」）が該当することが確認できた。

イ 非公開部分⑥は、第1号に規定する「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの」に当たることは疑いようもないが、市の実施機関の一つである監査委員（事務担当課は、監査事務局総務課）により市のホームページに監査結果が公表されており、平成11年度から平成26年度（4月～9月）までは監査請求人の氏名を含めて全て公表され、

平成26年10月以降は、住民監査請求人に氏名の公表についての意思確認を行い、公表又は匿名となっていることが確認できた。

当審査会において、事務担当課である監査事務局総務課に取扱いを変更した理由を確認したところ、地方自治法第242条第4項において、監査結果について公表すべき旨の規定があるが、平成26年9月までは非公開部分⑥を含めて公表していたが、近年、個人情報保護の観点から他の自治体において非公開部分⑥を匿名とする団体が増えてきたこと、また、当該公表項目について明確な基準がなかったことから検討を行い、平成26年10月以降の公表から取扱いを変更したとのことであった。

ウ その一方で、実施機関において、非公開部分⑥については、第3, 3, (3), (カ)記載の理由により非公開とする旨の主張がなされている。

エ 原告と住民監査請求人の情報が結果として混在した本件対象文書においては、原告と住民監査請求人が同一若しくは少なくとも住民監査請求人に原告が包含されることに間違いがない。よって、実施機関が監査結果の公表を行った監査委員の公表・非公表の判断とは異なる配慮を行い非公開としたことについては、実施機関として個人情報の保護の観点から非公開と判断した原告の氏名が容易に推察されることになる点を危惧していることは当審査会としても理解できるところである。

オ しかしながら、住民監査請求と住民訴訟とは別個の手続であり、住民監査請求人と原告が必ずしも一致するものではなく、本件の住民監査請求の結果については市のホームページに掲載されていることから、非公開部分⑥については、第1号ただし書のアの慣行として公にされている情報であると評価せざるを得ない。

カ よって、当審査会としては、判断が異なる2つの類似した情報が混在した本件対象文書の構成、住民監査請求人氏名公表の判断について監査委員が個人情報保護の観点から変更したこと等の事情を勘案してもなお、本件決定における非公開部分⑥については公開とすることが妥当であると判断する。

(3) 非公開部分⑦について

福岡市議会議員は、地方公務員法第3条第3項第1号の規定に基づく特別職の地方公務員ではあるが、その生年月日、学歴、詳細な職歴、組合歴、その他の経歴については、第1号ただし書のウの公務員の職務遂行に係る情報に該当せず、第1号ただし書のア又はイの規定にも該当しない。

したがって、これらの情報を非公開とした実施機関の判断は妥当である。

(4) 非公開部分⑨について

当該情報は、第1号に規定する個人情報に当たることは疑いようもなく、第1号ただし書のアからウまでに該当する事情も認められないため、当該情報を非公開とした実施機関の判断は妥当である。

(5) 非公開部分⑩について

ア 裁判所で付される事件番号は、それ自体から直ちに個人を識別することができるものであるとは認められないが、公にすることにより、受訴裁判所にある訴訟記録と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであり、第1号本文に該当すると認められる情報である。

イ そして、当該事件番号が随所に見受けられる本件対象文書は、民事訴訟法第91条第1項で、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」と定められているが、その一方で、裁判所での訴訟記録の閲覧をする際には、訴訟記録の事件番号、当事者氏名等で訴訟記録を特定することが事実上要請されており、また、同法第92条で秘密保護のための閲覧等の制限について定められていることから、常に裁判所が訴訟記録の閲覧を無条件に容認するものではないと解されるところである。さらに、同法第91条第3項で、「当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、訴訟記録の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は訴訟に関する事項の証明書の交付を請求することができる。」と定められており、当事者及び利害関係人以外の第三者については、訴訟記録の閲覧を請求できるに過ぎず、訴訟記録の謄写等が認められていない。

また、判例データベース等に事件番号が掲載されていることがあるが、関係者が個人である場合はその個人名を伏せて公表するなどしており、これら

は、訴訟が提起され、民事訴訟法第91条第1項で何人も訴訟記録の閲覧を請求することができる旨定められていても、個人に関する情報は保護しなくてはならないとの認識を社会一般が持っているという実態に配慮した取扱いであると認められる。

ウ よって、これらのことから、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保する要請に基づき、民事訴訟法に基づく閲覧制度等が設けられており、また、事件番号が判例データベース等に掲載されていたとしても、このことをもって、事件番号が法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められない。

エ 以上のことから、非公開部分⑩は第1号本文に該当し、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書のアに該当せず、また、その内容及び性質から、同号ただし書のイ及びウにも該当しないことから、非公開とした実施機関の判断は妥当である。

(6) 非公開部分⑪及び非公開部分⑫について

法人等の印鑑のうち、丸印である代表印や銀行印は、個人の実印や銀行印に相当するものであり、不動産取引等の重要な契約締結や、銀行預金の払出に必要であるなど、社会生活上重要な意味を有しており、「印影」自体が保護すべき対象であると言える。そして、このような性質を有する「印影」を公開すれば、その「印影」をもとに印鑑を偽造し、なりすましによる違法な契約締結、銀行預金の払出など、犯罪に利用されるおそれも否定できず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

よって、実施機関が、第3号に該当するとして非公開とした判断は妥当である。

(7) 非公開部分⑬及び非公開部分⑭について

ア 会派の預金種別及び口座番号並びに補助員の預金銀行名、預金支店名、預金種別及び口座番号については、いずれの情報も第1号ただし書のアにより公開を義務付けられた情報に該当しないことが認められる。なお、補

助員についての情報は、第1号ただし書のウの公務員等の職務遂行情報に該当しないことは前述のとおりである。

イ また、口座情報については、一般に口座情報を公にした場合、当該口座の預金残高や入出金状況が割り出され、不正引出しが行われる可能性があり、公にすると、第三者に悪用されて、当該口座を有するものの財産の保護に支障が生ずるおそれがあるものと考えられる。

ウ したがって、実施機関が、第3号に該当するとして非公開とした判断は妥当である。

(8) 非公開部分⑮について

上記(7)のとおり、非公開部分⑮については、法人等が事業活動を行う上での重要な内部管理に関する情報であり、かつ、公にすることにより、第三者に悪用されて、当該口座を有するものの財産の保護に支障が生ずるおそれがあるものと考えられることから、実施機関が、第2号及び第3号により非公開とした判断は妥当である。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成26年12月26日	実施機関が審査会に諮問
平成27年3月2日	実施機関が弁明意見書を提出
平成27年8月17日（第2部会）	審議
平成27年9月28日（第2部会）	審議
平成27年10月28日（第2部会）	実施機関より意見聴取
平成27年11月25日（第2部会）	審議
平成27年12月21日（第2部会）	審議

第6 答申に関与した委員

田邊宜克, 井上禎男, 勢一智子, 錦谷まり子

別紙

本答申内における総称名	公開しない部分の概要（＜ ＞内は、弁明意見書記載の内容）	公開しない理由
非公開部分①	原告及び原告の親族の個人情報 ＜原告の住所（前住所を含む）、氏名、生年月日、続柄、本籍地、筆頭者／原告の同居する親族及び転出した親族の住所（前住所・転出先住所含む）、氏名、生年月日、続柄、本籍地、筆頭者等、個人情報の全て／原告世帯の世帯主の氏名＞	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（個人情報）であるため（1号該当）。
非公開部分②	補助員（会派雇用職員）の個人情報 ＜補助員（会派雇用職員）の氏名、住所、印影＞	
非公開部分③	請求の相手方、補助参加人、送付嘱託先及び文書提出命令申立書における文書所持者の個人情報 ＜請求の相手方、補助参加人、送付嘱託先及び文書提出命令申立書における文書所持者の住所、電話番号＞	
非公開部分④	□□議員の承継人である妻及び子の個人情報 ＜□□元議員の承継人である妻及び子の氏名及び住所＞	
非公開部分⑤	政務調査費の支払先である個人及び法人等の個人情報 ＜政務調査費の支払先（会社、販売店等）の担当者の氏名、印影／政務調査費の支払先である個人の氏名・住所・電話番号＞	
非公開部分⑥	住民監査請求における請求人の氏名 ＜住民監査請求の請求人氏名＞	
非公開部分⑦	一部議員の個人情報	

	<p><〇〇議員, ●●議員, △△議員の生年月日, 学歴, 詳細な職歴, 組合歴, その他の経歴/▲▲議員の生年月日, 学歴, 詳細な職歴></p>	
非公開部分⑧	<p>▲▲議員の後援会会長及び貸貸人の個人情報</p> <p><▲▲議員の後援会会長及び事務所貸貸人の住所, 氏名, 印影及び電話番号></p>	
非公開部分⑨	<p>顧客番号 (ID番号, お客様番号, 請求番号, 領収書番号, 契約番号)</p> <p><顧客番号 (各種ID, お客様番号, 請求番号, 領収書番号, 契約番号等></p>	
非公開部分⑩	<p>事件番号</p> <p><本件訴訟の事件番号></p>	
非公開部分⑪	<p>訴訟代理人の印影</p> <p><原告訴訟代理人, 補助参加人訴訟代理人及び被告訴訟代理人の印影></p>	<p>公にすることにより, 財産の保護又は犯罪の予防に支障を及ぼすお</p>
非公開部分⑫	<p>政務調査費の支払先である一部企業の印影</p> <p><有限会社グリーンネットワーク, 株式会社ファビルス, 福岡女子大学生活協同組合, 株式会社イワプロ, 有限会社久松屋商店, 株式会社アイアール, 株式会社日経福岡販売の印影></p>	<p>それがある情報であるため (3号該当)。</p>
非公開部分⑬	<p>会派の預金種別 (コード) 及び口座番号</p> <p><会派の預金種別 (コード) 及び口座番号></p>	
非公開部分⑭	<p>補助員 (会派雇用職員) 及び政務調査費の支払先 (個人) の預金口座に関する情報</p> <p><補助員 (会派雇用職員) の預金銀行名 (コード), 預金支店名 (コード), 預金種別 (コード) 及び</p>	

	口座番号／政務調査費の支払先（個人）の預金銀行名（コード），預金支店名（コード），預金種別（コード）及び口座番号＞	
非公開部分⑮	<p>政務調査費の支払先（法人等）の預金口座に関する情報</p> <p>＜政務調査費の支払先（法人等）の預金銀行名（コード），預貯金支店名（コード），預金種別（コード）及び口座番号＞</p>	<p>法人等に関する情報であり，公にすることにより，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であり</p> <p>（2号該当），かつ，財産の保護又は犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある情報であるため（3号該当）</p>